

○草加市公共事業評価監視委員会要綱

平成17年1月12日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市公共事業再評価実施要綱(平成17年告示第9号)第7条の規定に基づき、市が設置する草加市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、再評価を実施する事業(以下「実施事業」という。)に関し、市が作成した対応方針(案)について審議を行い、市長に対して意見の具申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験者等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長へ意見書を提出する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したと

きは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事業課の属する部の庶務担当課において処理する。ただし、実施事業が複数の部にまたがるときは、各部庶務担当課において調整するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。